

法第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、法第11条の2第12項、住民票省令第3条に基づき公表する。

平成24年11月1日から平成25年10月31日までの閲覧状況

申出者の氏名 (法人の場合はその名称及び 代表者又は管理人の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
該当なし	-	-	-